

3 住民税非課税以外の償還免除について

償還(返済)中に、**あなた(借りた人)**が次のいずれかの状態になったときに、「償還免除(返す必要がなくなる)」になる可能性があります。

	要件		免除額の対象範囲
1	生活保護を受給した場合		残額全て
2	精神保健福祉手帳（ 1級 ）が交付された場合		
3	身体障害者手帳（ 1級または2級 ）が交付された場合		
4	①② 両方 当てはまる 場合	① 少額返済などの相談をし、返しているものの、 償還できていない金額が <u>12か月分以上</u> ※に 増加している ② 住民税均等割のみ課税である（所得割が非課税）	償還開始以降、 滞納している金額

※ ①の**3**「償還金額」に書かれた月額×12 のことです。(例)償還金額：3,750円×12=45,000円

償還免除の申請方法

償還(返済)が始まる2か月前から、申請を受け付けています。①の**2**で確認してください。

3 住民税非課税以外の償還免除申請書に、必要な書類をつけて、返信用封筒で申請してください。

※償還免除の決定は、償還開始以降になります

	必要な書類
1	生活保護受給決定通知 または 生活保護受給証明書（原本）
2	精神保健福祉手帳のコピー ※お名前、生年月日の他、有効期限がわかる箇所
3	身体障害者手帳のコピー
4	① 世帯全員の住民票 ※世帯全員が載っていて、3か月以内に発行したもの ② 最新の課税証明書または非課税証明書 ※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの